

岐阜県居住安定援助計画認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）による居住安定援助計画の認定に関する事務（法第40条第1項の規定に基づく市及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を設ける町村の長が行うものを除く。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(認定の申請)

第2条 法第40条第1項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第40条第1項の規定に基づき国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）で定める居住安定援助計画認定申請書（省令別記様式第2号）により知事に認定を申請するものとする。

2 前項の申請書には、法第40条第3項の規定に基づき、省令第8条に定める書類を添付しなければならない。

(認定の基準)

第3条 法第40条第1項の認定の基準は、法第41条第1項各号に定めるとおりとする。

(認定等の通知)

第4条 知事は、法第41条の規定に基づき認定を行ったときは、法第43条第1項の規定に基づき居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、当該居住安定援助計画が前条の基準に適合しないと認めるとき及び申請者が法第42条各号のいずれかに該当するときは認定しないものとし、その理由を示して、居住安定援助計画を認定しない旨の通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、法第41条の規定に基づき認定をしたときは、法第43条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画に係る認定について（様式第3号）によりその旨を当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された居住安定援助賃貸住宅の存する町村の長（以下「町村長」という。）に通知するものとする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第5条 法第40条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該認定事業者又はその法第42条第6号に規定する法定代理人、同条第7号に規定する役員若しくは省令第20条に規定する使用人が省令第19条の規定に該当する状態となった場合は、省令第19条の規定に基づき、届出書（省令別記様式第3号）によりその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

(認定事項等の変更)

第6条 認定事業者は、法第40条第2項各号に掲げる事項を変更するときは、法第44条第1項の規定に基づき居住安定援助計画の変更申請書（省令別記様式第4号）により知事に認定を申請するものとする。

2 知事は、法第44条第2項において準用する法第41条の規定に基づき変更認定を行ったときは、法第44条第2項において準用する法第43条第1項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第4号）によりその旨を当該認定事業者に通知するものとする。

3 知事は、変更の認定を行ったときは、法第44条第2項において準用する法第43条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の変更認定について（様式第5号）によりその旨を町村長に通知するものとする。

4 認定事業者は、省令第21条第1項に掲げる軽微な変更をする場合は、同条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（様式第6号）によりその旨を知事に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第7条 認定事業者は、法第40条第1項の認定（法第44条第1項の変更の認定を含む。）を受けた居住安定援助計画に係る居住安定援助賃貸住宅事業を廃止するときは、法第44条第3項の規定に基づき、居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書（省令別記様式第5号）によりその旨を知事に届け出るものとする。

(地位の承継の承認)

第8条 法第45条の規定により認定事業者の地位を承継しようとする者は、省令第24条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継に係る承認申請書（省令別記様式第6号）に省令第24条に規定する証明書類及びその写しを添えて、知事に承認を申請するものとする。

- 2 知事は、法第45条の承認をしたときは、省令第25条の規定に基づき、認定事業者の地位の承継の承認について（通知）（省令別記様式第7号）により当該承認を受けた者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第45条の承認をしたときは、居住安定援助計画に係る地位の承継について（様式第7号）によりその旨を町村長に通知するものとする。

(地位の承継を承認しない旨の通知)

第9条 知事は、前条第1項の申請において認定事業者の地位を承継しようとする者が法第42条各号のいずれかに該当する場合は、当該承継を承認しないものとする。

- 2 知事は、前項の規定により承認しないときは、その理由を示して、認定事業者の地位の承継の承認をしない旨の通知書（様式第8号）によりその旨を認定事業者の地位を承継しようとする者に通知するものとする。

(目的外使用の承認)

第10条 認定事業者は、法第40条第2項第7号に規定する専用賃貸住宅（以下「専用賃貸住宅」という。）の目的外使用をしようとするときは、法第50条第1項の規定に基づき、目的外使用に係る承認申請書（省令別記様式第9号）により知事に承認を申請するものとする。

- 2 知事は、法第50条第1項の規定に基づき承認したときは、目的外使用に係る承認通知書（様式第9号）により当該認定事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第50条第1項の規定に基づき承認したときは、同条第2項の規定に基づき目的外使用に係る承認について（様式第10号）によりその旨を町村長に通知するものとする。

(目的外使用を承認しない旨の通知)

第11条 知事は、前条第1項により申請された目的外使用が本来の目的を妨げる場合や、使用によって公益を害する恐れがあると認められる場合は、当該専用賃貸住宅の目的外使用を承認しないものとする。

- 2 知事は、前項の規定により承認をしないときは、その理由を示して、目的外使用を承認しない旨の通知書（様式第11号）によりその旨を認定事業者に通知するものとする。

(目的外使用の承認の取消し)

第12条 知事は、法第50条第1項の規定に基づき承認した目的外使用について本来の目的が妨げられる場合や公益を害する恐れがあると認められる場合は、目的外使用の承認を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、その理由を示して、目的外使用に係る承認取消通知書（様式第12号）によりその旨を認定事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき承認を取り消したときは目的外使用に係る承認の取り消しについて（様式第13号）によりその旨を町村長に通知するものとする。

(住宅扶助費の代理納付を希望する旨の通知)

第13条 認定事業者は、法第53条第1項の規定に基づき家賃等の額に相当する金銭について被保護認定住宅入居者に替わり当該認定事業者（法第40条第4項に規定する場合にあっては当該認定事業者であ

る賃貸人)に支払うことを希望するときは、省令第37条第1項の規定に基づき、通知書(省令別記様式第10号)によりその旨を当該被保護認定住宅入居者の保護の実施機関に通知するものとする。

- 2 前項の通知書には、省令第37条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関が同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公募等によって確認することができるときは、この限りではない。

(報告、検査等)

第14条 法第49条の規定に基づく定期報告及び法第54条第1項の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査等の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

(改善命令)

第15条 知事は、法第55条の規定に基づく命令は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善命令書(様式第14号)により認定事業者に行うものとする。

- 2 前項の命令を受けた者は、命令に従い速やかに改善するとともに、その結果について、居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善報告書(様式第15号)により知事に報告するものとする。

(認定の取消しの通知)

第16条 知事は、法第56条第1項又は第2項の規定に基づき認定を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき、その理由を示して、居住安定援助計画に係る認定取消通知書(様式第16号)によりその旨を認定事業者であった者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、同条第4項の規定に基づき、居住安定援助計画に係る認定の取消しについて(様式第17号)によりその旨を町村長に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事

居住安定援助計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

様式第2号（第4条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事

居住安定援助計画を認定しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画の認定については、下記の理由により認定しないこととしたので、岐阜県居住安定援助計画認定事務取扱要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第3号（第4条第3項関係）

第 号
年 月 日

(町村長) 様

岐阜県知事

居住安定援助計画に係る認定について

下記の居住安定援助計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条の規定に基づき認定したので、同法第43条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

様式第4号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事

居住安定援助計画の変更認定通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第41条の規定に基づき認定したので、同法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定に基づき通知します。

様式第5号（第6条第3項関係）

第 号
年 月 日

(町村長) 様

岐阜県知事

居住安定援助計画の変更認定について

下記の居住安定援助計画について変更の認定をしたので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第2項において準用する同法第43条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

5 認定変更内容

様式第6号（第6条第4項関係）

年　月　日

岐阜県知事　　様

(賃貸人)

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
(援助実施者(賃貸人と異なる場合))
認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定援助計画の軽微な変更届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第21条第2項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更を届け出ます。

認定番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更予定期間 年月日

備考

変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式第7号（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

(町村長) 様

岐阜県知事

居住安定援助計画に係る地位の承継について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条の規定に基づき下記のとおり地位の承継を承認したので、岐阜県居住安定援助計画事務取扱要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

認定番号	
地位の承継前の居住安定援助賃貸住宅事業を行う者の商号、名称又は氏名	
承継年月日	
地位の承継が生じた原因	

様式第8号（第9条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事

認定事業者の地位の承継の承認をしない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった認定事業者の地位の承継に係る承認については、下記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第9号（第10条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事

目的外使用に係る承認通知書

年 月 日付けで申請のあった居住安定援助計画に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定に基づき承認したので通知します。

様式第10号（第10条第3項関係）

第 号
年 月 日

(町村長) 様

岐阜県知事

目的外使用に係る承認について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり専用賃貸住宅の目的外使用について承認したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

認定番号							
	目的外使用を行う 専用賃貸住戸の 空き家期間	年 月 日 ~ 年 月 日			(か月)		
住戸番号	定期建物賃貸借の 契約期間						

様式第11号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

岐阜県知事 印

目的外使用を承認しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった目的外使用に係る承認申請については、
下記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第12号（第12条第2項関係）

第 号
年 月 日

（認定事業者） 様

岐阜県知事

目的外使用に係る承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した目的外使用については、
下記の理由により取り消すこととしたので、通知します。

記

（理由）

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第13号（第12条第3項関係）

第 号
年 月 日

(町村長) 様

岐阜県知事

目的外使用に係る承認の取消しについて

下記の居住安定援助計画に係る居住安定援助賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定に基づき承認した目的外使用の承認を取り消したので、岐阜県居住安定援助計画定事務取扱要綱第12条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 認定番号

2 認定住宅の名称

3 認定住宅の位置

4 目的外使用承認年月日 年 月 日
及び承認通知番号

5 承認取消年月日 年 月 日

6 取消しの理由

様式第14号（第15条第1項関係）

第 号
年 月 日

(認定事業者) 様

岐阜県知事 印

居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善命令書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条第1項の規定に基づき認定した下記の居住安定援助計画に係る居住安定援助賃貸住宅事業について、改善の措置をとる必要があると認められますので、同法第55条の規定に基づき下記のとおり命令します。

については、命令に従い速やかに改善し、その結果について居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善報告書（様式第15号）により報告してください。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号

3 住宅の名称

4 住宅の所在地

5 改善を命ずる措置

6 報告期限 年 月 日

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第15号（第15条第2項関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

(賃貸人)

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名
(援助実施者(賃貸人と異なる場合))
認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善報告書

年 月 日付け 第 号で命令のあった居住安定援助計画に係る居住安定援助賃貸住宅事業について、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定住宅の名称
- 3 認定住宅の位置
- 4 報告内容 別紙記載のとおり

備考

報告者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

別紙

居住安定援助賃貸住宅事業に係る改善報告内容

認定事業者名	
認定住宅の名称	
報告者氏名	
連絡先	() -

No.	命令事項	改善年月日	改善結果
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注) 必要に応じ、参考資料を添付すること。

様式第16号（第16条第1項関係）

第 号
年 月 日

（認定事業者であった者） 様

岐阜県知事

居住安定援助計画に係る認定取消通知書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第1項又は同条第2項の規定に基づき、下記のとおり居住安定援助計画の認定を取り消したので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 認定番号

2 認定住宅の名称

3 認定住宅の位置

4 認定取消年月日 年 月 日

5 取消しの理由

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第17号（第16条第2項関係）

第 号
年 月 日

（町村長） 様

岐阜県知事

居住安定援助計画に係る認定の取消しについて

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第56条第1項又は同条第2項の規定に基づき、下記のとおり居住安定援助計画の認定を取り消したので、同条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定住宅の名称
- 3 認定住宅の位置
- 4 認定取消年月日 年 月 日
- 5 取消しの理由